

## 2021 年版これで合格宅建士シリーズ 法改正・正誤表

令和3年8月 27 日  
株式会社Kenビジネススクール  
Ken不動産研究

このたびは「これで合格宅建士シリーズ」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。下記の書籍につきまして、修正箇所がございます。ご覧いただけますようお願い申し上げます。

### ■2021 年版 これで合格宅建士 基本テキスト



#### 第4編 税・価格の評定

##### •447 ページ 2-2 固定資産課税台帳<固定資産税

本文 (7)登録価格に不服がある場合 4行目

(誤) 審査の申出は原則として、固定資産課税台帳に登録すべき価格等の全てを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後 60日以内に文書をもって行います。

↓ 下記のように訂正いたします。

(正) 審査の申出は原則として、固定資産課税台帳に登録すべき価格等の全てを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後 3か月以内に文書をもって行います。

##### •453 ページ 3-5 住宅ローン控除<所得税

欄外 過去問題 2006年出題(住宅ローン控除) 問題文の部分

下記のように訂正いたします。

「令和3年中に居住用家屋を居住の用に供した場合において、住宅ローン控除の適用を受けようとする者のその年分の合計所得金額が3,000万円を超えるときは、その超える年分の所得税に

ついて住宅ローン控除の適用を受けることはできない。」 2006(○)

■2021年版 これで合格宅建士 要点整理



Part3 法令上の制限、税・その他

•253 ページ 2 固定資産税は役所が管理(固定資産課税台帳)

表内最下段 登録価格に関する審査の申出と決定 7行目

(誤)▶審査の申出は原則として、固定資産課税台帳に登録すべき価格等の全てを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後 60日以内に文書をもって行います。

↓ 下記のように訂正いたします。

(正)▶審査の申出は原則として、固定資産課税台帳に登録すべき価格等の全てを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後 3か月以内に文書をもって行います。

ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございません。何卒よろしくお願い申し上げます。